令和7年度 横手西部農業水利事業

横手西部地区排水管理検討(その2)業務

現場説明書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

## 1. 一般事項

本業務における一般事項は、別紙-1のとおりである。

#### 2. 業務価格の積算体系

本業務の価格は、農林水産省制定「設計業務の価格積算基準」に基づいて算出している。また、本業務の積算体系区分は、設計業務としている。

#### 3. 作業歩掛について

本業務の作業歩掛は、別紙-2のとおりである。

### 4. 積算基地について

本業務の積算基地は、仙台市で考えている。

#### 5. 打合せについて

打合せは、1回あたり1.0日(打合せ及び移動に要する日数)で考えており、組み合わせは以下のとおり考えている。なお、打合せに係る移動方法は、ライトバン(高速道路利用:泉IC~横手IC)による通勤を考えている。

回数	職種
初 回	主任技師、技師A
第2回	技師A、技師B
第3回	技師A、技師B
第4回	技師A、技師B
最終回	主任技師、技師A

## 6. 現地調査について

現地調査に係る外業は、滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初 計上していない。なお、受注者から宿泊情報(例:宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者 名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書)が分かる資料の提出を求め、妥当性を 確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは秋田県横手市を想定している。交通費はライトバン(高速道路利用:泉IC~横手IC)を想定し、移動に要する基準日額として往復0.5日を計上している。

〈現地作業における宿泊日数〉

作業内容	主任技師	技師 A	技師 B	
現地調査		3 目	3 日	
施設管理者からの情報収集	2 日	2 日	2 日	

## 7. 業務報告書について

業務報告書(紙媒体)については、下記のとおり計上している。なお、業務要約版は報告書の巻頭に添付するものとする。

項目	規格等	備考
報告書部数	1 部	
規格	A - 4	
報告書枚数	500枚	

ファイル厚さ	8 c m	
--------	-------	--

## 8. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林漁家を含む)の 就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災者等の雇用においては、賃 金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

## 9. 仕様書補足事項

特別仕様書第 5-1 条(成果物)に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体 (DVD-R) 1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業に当たっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ (PDF 形式) を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出に当たっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」 に該当する情報とする。

#### 一般事項

#### 1. 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下のアからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下のアからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

## ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア)保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ)保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出 外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ)請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当 官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨 の保管金払渡請求書を提出すること。
- イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。) に係る政府保管有価証券払 込済通知書及び政府保管有価証券提出書
- (ア)政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ)政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐(主計) 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当 官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29 条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

### ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
- (イ)保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所 長 横田 憲一郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に、記載される業務名が記

載されるように申し込むこと。

- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、業務期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ケ月以上確保されるものとする。
- (ク)請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は業務期間を変更する場合等の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
  - (ア)公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証 である。
  - (イ)公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野 農業水利事業所長 横田 憲一郎」と記載するように申し込むこと。
  - (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
  - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
  - (オ) 保証期間は、業務期間を含むものとする。
  - (カ)請負代金額を変更する場合又は業務期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官 等の指示に従うこと。
- (キ)受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア)履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ)保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業 所長 横田 憲一郎」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、業務期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2)(1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- (3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以

下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号と関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて 提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指 定された手順を踏むこと。

# 別紙-2

## 作業歩掛表

		見積歩掛(人)							
	作業項目	主任 技術 者	技師 長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
1	現地調査及び施設管理者からの情報収集								
	1-1. 現地調査				3. 0	3. 0			外業
	加設管理者からの情報収 1-2. 集			2.0	2.0	2. 0			外業
	1-3. その他				0.5	0.5	1. 0	2. 0	内業
2	排水管理に関する課題への対応				1.0		2. 0		内業
3	排水管理の条件整理			4. 0	8. 0	4. 0	4. 0	4. 0	内業
4	排水管理計画(案)の検討			3. 0	4. 0	10.0	10.0	5. 0	内業
5	報告書の作成			1.0	2. 0	2. 0	2. 0		内業
	合計			10.0	20. 5	21. 5	19. 0	11.0	